

第12回 松戸市庁舎整備検討委員会

日 時：令和6年11月14日（木）
午前10時30分から

場 所：松戸市役所 新館5階 市民サロン

次 第

1. 開会
2. 定数報告及び議題等について
3. 会議の公開・非公開、撮影許可について
4. 議題1：これまでの経過について
5. 議題2：諮問書について
6. 議題3：今後の進め方について
7. 閉会

資料一覧

第12回 松戸市庁舎整備検討委員会
令和6年11月14日(木)

- | | |
|-----|---------------------------|
| 資料1 | 松戸市庁舎整備検討委員会 委員名簿 |
| 資料2 | 松戸市庁舎整備検討委員会条例 |
| 資料3 | 松戸市庁舎整備検討委員会の組織及び運営に関する要領 |
| 資料4 | 松戸市庁舎整備検討委員会傍聴要領 |
| 資料5 | これまでの経過について |
| 資料6 | 諮問書 |
| 資料7 | 松戸市庁舎整備検討委員会 想定スケジュール等(案) |
| 資料8 | 松戸駅周辺の施設整備等に係る各委員会等の所掌 |

松戸市庁舎整備検討委員会 委員名簿

(敬称略)

(選出区分毎五十音順)

(令和6年5月23日現在)

	氏名	所属	役職	区分	分野
1	池澤 龍三 いけさわ りゅうぞう	NPO法人リデザインマネジメント研究所	理事	学識経験者	公共施設 マネジメント
2	伊藤 正次 いとう まさつぐ	東京都立大学 大学院法学政治学研究科・法学部	教授	学識経験者	自治体組織
3	指田 朝久 さしだ ともひさ	東京海上ディーアール株式会社	主幹研究員	学識経験者	防災、危機管理
4	武石 恵美子 たけいし けいみこ	法政大学 キャリアデザイン学部 キャリアデザイン学科	教授	学識経験者	働き方
5	藤村 龍至 ふじむら りゅうじ	東京藝術大学 美術学部 建築科	准教授	学識経験者	官民連携
6	藤本 利昭 ふじもと としあき	日本大学 生産工学部 建築工学科	教授	学識経験者	建築構造
7	柳澤 要 やなぎさわ かなめ	千葉大学大学院工学研究院	教授	学識経験者	公共建築
8	石田 尚美 いしだ なおみ	NPO法人松戸子育てさぼーとハーモニー	理事長	関係団体	子育て支援団体 を代表する者
9	入江 和彦 いりえ かずひこ	松戸商工会議所	専務理事	関係団体	経済界 を代表する者
10	田中 孝 たなか たかし	松戸市町会・自治会連合会	本庁地区長	関係団体	町会・自治会 を代表する者
11	椎橋 孝幸 しいはし たかゆき	-	-	市民公募委員	-
12	山口 桂明 やまぐち けいあき	-	-	市民公募委員	-
13	秋庭 良一 あきば りょういち	松戸市	総務部長	本市の職員	-
14	伊原 浩樹 いはら ひろき	松戸市	財務部長	本市の職員	-

松戸市庁舎整備検討委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、松戸市庁舎の整備に関し、市長の諮問に応じ、松戸市庁舎の整備に係る計画等の策定その他市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 本市の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を置くことができる。

2 部会は、委員会の委員及び次条に規定する臨時委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部

会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(臨時委員)

第9条 部会において調査審議すべき事項に関し必要があるときは、部会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(意見の聴取等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員及び部会に属する委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。

(3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。

(4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
別表2(第4条関係)		別表2(第4条関係)	
職名	報酬	職名	報酬
(略)		(略)	
松戸市下水道管路施設包括的維持管理業務委託プロポーザル選考委員会委員	(略)	松戸市下水道管路施設包括的維持管理業務委託プロポーザル選考委員会委員	(略)
		松戸市庁舎整備検討委員会委員	日額 8,500円

松戸市庁舎整備検討委員会の組織及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松戸市庁舎整備検討委員会条例（以下「条例」という。）第1条に規定する松戸市庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 委員会の会議は、条例第4条の規定により、市長から委嘱を受けたとき、その他委員長が必要と認めたときに開催するものとする。

(会議の公開)

第3条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において会議を公開しないと決定したときは、この限りでない。

(議事録の作成)

第4条 委員長は、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 出席者の氏名
- (4) 会議に付した事案の件名
- (5) 議事の内容
- (6) その他必要な事項

2 議事録には、委員長が指名する委員2名が署名するものとする。

3 議事録は、原則として公開するものとする。ただし、委員長が議事録を公開しないと決定したときは、この限りでない。

(部会)

第5条 条例第8条に規定する部会の設置の可否については、委員長からの発意を受けて 委員会において出席委員の過半数をもって決する。

2 部会を設置するときは、委員会において部会の方針を定める。

3 部会の方針を定めるときは、委員長からの発意を受けて委員会において出席委員の過半数をもって決する。

- 4 条例第9条の規定に基づき部会へ臨時委員を置く可否については、部会長からの発意を受けて委員会において出席委員の過半数をもって決する。
- 5 部会の会議は、原則として公開とする。ただし、部会長が会議を公開しないと決定したときは、この限りでない。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるものは「部会長」と、「委員の」とあるものは「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。
- 7 部会長は部会において調査審議した結果について、委員会で報告する。
- 8 条例第9条第3項における臨時委員の解任については、部会長からの発意を受けて委員会において出席委員の過半数をもって決する。
- 9 その他部会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

(委員長の専決事項)

第6条 委員長は、次の事項を専決により処理することができるものとする。

- (1) 第2条に規定する会議の開催の承認
- (2) 第4条に規定する議事録の作成
- (3) 市長に対する答申書の送付
- (4) 前条第1項に規定する部会の設置の発意
- (5) 前条第3項に規定する部会の方針を定めることの発意
- (6) 条例第10条に規定する者の出席要求
- (7) その他必要な事項

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、都市再生部新庁舎整備課におく。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

松戸市庁舎整備検討委員会傍聴要領

(傍聴の申請)

第1条 松戸市庁舎整備検討委員会の傍聴を希望する者（以下「傍聴者」という。）は、事務局が指定する日時及び方法により、住所、氏名及び電話番号その他委員長が必要と認める事項を記入し、申請すること。

- 2 傍聴者の定員は、事務局が会場の広さに応じてあらかじめ設定する。
- 3 傍聴の申請をした者の数が前項の定員を超えた場合は抽選により決定する。

(傍聴の許可)

第2条 委員長は、前条第1項の申請を行った傍聴者又は前条第3項の抽選により当選した傍聴者に対し、傍聴を許可するものとする。

- 2 前項の許可を受けた傍聴者は、事務局の職員の指示に従って会議の会場に入室すること。

(会議の会場に入ることができない者)

第3条 次に該当する者は、会議の会場に入ることができない。

- (1) 危険のおそれのある物品等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(会議の秩序維持)

第5条 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、事務局の職員の指示に従うこと。

2 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長は傍聴者に注意するものとし、なおこれに従わないときは、委員長は傍聴者に対して静止及び退場させることができる。

附 則

この要領は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月5日から施行する。

これまでの経過について

1. 令和5年3月(前回答申後)から現在までの経過

令和5年3月 松戸市庁舎整備検討委員会 答申

令和5年5月 市役所機能再編整備基本構想を作成、公表

○ 答申を受け、パブリックコメント、市議会での議論なども踏まえ、当該基本構想を作成、公表(5/23)

令和5年5月 移転候補地(新拠点ゾーン南側国有地)の財産取得議案を提案

○ 「市役所機能再編整備基本構想」を公表

○ 移転候補地(新拠点ゾーン南側国有地)を国から購入するための財産取得議案を提案

⇒ 市議会から移転候補地に関する課題が提示され、議案は否決

「主な否決理由」

- ・敷地が狭い(平坦部分が狭い) ※敷地利用のあり方として適切か
- ・周辺道路の渋滞等の周辺環境、市役所の建設が回遊性や賑わいに直接つながるのか
- ・公共施設再編と市の業務、組織体制の見直しが必要ではなど

以降、市は課題を解消できる案を検討

令和6年1月31日 「市役所機能段階的整備案」の説明(庁舎整備に関する特別委員会)

【第1ステップ】

- ①新拠点ゾーン南側国有地に約2万㎡の新庁舎を建設し、現本館、現新館分のスペースを確保。
- ②機能移転後、現本館・新館は供用終了。
- ③現庁舎のうち、一定の耐震性が確保されている議会棟と別館は、そのまま使用。

【第2ステップ】

- ・本館・新館以外の庁舎の整備方針については、他の公共施設の整備方針と併せて検討する。

南側国有地活用図



現庁舎用地活用図



●段階的整備案の利点

【第1ステップ】

- ・先行して、2万平方メートルの新庁舎を建築することで、課題である本館・新館の「耐震性」の課題が解決され、市民・職員の安全性を早期に確保することが可能。
- ・災害時にも有効に機能する、堅牢な庁舎を構築しつつ、建築規模の縮小に伴う平坦部分の有効空地拡大により、国、県等からの受援、災害対策本部活動拠点となる「災害対応拠点機能」の強化が可能。
- ・特に本館を中心に課題となっている「バリアフリー」、本館・新館における「狭あい化」について、新庁舎を建設することで解消が可能。

【第2ステップ】

- ・行政のオンライン化のさらなる進展等を踏まえつつ、時代に合った機能などの見極めが可能。

●留意すべき事項

- ・第1ステップ完了時には、現地と新拠点ゾーンの双方を使用することとなり、業務を行う職員などの移動が発生することといった可能性も考えられる。
(オンラインの活用により、こうした職員の移動を減らす工夫するとともに、両庁舎の併用期間を、可能な限り短縮する工夫も、当然に考える必要がある)

段階的整備案を踏まえ、国有地取得に係る準備を進める

令和6年3月 令和6年度予算（新拠点ゾーン南側国有地取得予算）可決

- 令和6年度一般会計予算(新拠点ゾーンまちづくり用地購入費38億円)が可決。

令和6年6月 新拠点ゾーン南側国有地に関する財産取得議案が可決

- 段階的整備案に基づき、新拠点ゾーン南側国有地を取得するための議案が市議会において可決。

令和6年9月 令和6年度補正予算（新庁舎整備基本計画策定など）可決

- 新庁舎整備に向けた基本計画や用地整備に関する補正予算議案が市議会において可決。

令和6年9月 新拠点ゾーン南側国有地に関する国有財産売買契約締結

●第1ステップ 今後のスケジュール(予定)



※第1ステップの検討の中で、第2ステップに向けた課題を整理
第1ステップ基本計画策定後、できるだけ速やかに、第2ステップ基本計画に着手する方針

2. 令和5年度の業務の経過 「(1)庁舎機能課題検証業務」

【業務概要】

市役所機能再編整備基本構想で定めた新庁舎の計画上の基準面積約37,000㎡の前提となる設定条件に対する検証作業、及び当該基準面積の実現に向けた方策の検討を実施。

【検証項目】

- 在宅ワークの実施可能性調査
- フリーアドレス席導入による面積影響調査
- 手続きオンライン化による来庁者の影響調査
- 手続きオンライン化を考慮した所属の配置、及び窓口の設定検討
- 文書・物品削減方針検討
- 関係諸室の配置、面積検討

【主な検証内容・検証結果】

【在宅ワーク、フリーアドレス】

(検証内容)

- 松戸市役所 新館8階執務室をモデルとし、作成した執務室レイアウトの比較により検証を実施。

(検証結果)

- 将来の働き方に対応した執務室内の什器等の配置やバリアフリーに配慮した職員動線を確保可能な職員一人あたりの標準的な執務室面積を確認。

- 職員の20%がテレワークを行うという基本構想における設定条件が新庁舎建設時までに実現できず、所属職員全員が出勤することとなった場合においても、十分な執務空間が確保可能。

【手続きオンライン化】

(検証内容)

- 令和4年度実施の市民アンケート結果の考え方に基づき、約10年後の来庁者の年代別割合を推計。

- 令和4年度、5年度と実施した窓口利用状況等調査において把握した来庁者の実測値を上記年代別割合と掛け合わせることで、約10年後の来庁者数を推計。

(検証結果)

- 全ての手続きがオンライン化された場合、約10年後の来庁者数は、現状の約22%。

- 基本構想で示した現状の約30%の来庁者数という条件を満たすためには、全ての手続きのオンライン化まで実現できなくても、約75%の手続きがオンライン化されれば可能。

【関係諸室】

(検証内容)

- 防災関連諸室と会議室の平時と有事におけるスペース有効活用のためのレイアウト検討を実施。

- 共用部、機械室及び市民協働スペースについては、他自治体事例などを基に検証を実施。

全体面積表

※松戸市庁舎機能課題検証業務委託報告書より抜粋

	令和5年度 基本構想時	検証後(案)	再算定時との 差異	構成比	備考
① 役職個室 特別職	208.38 m ²	263.09 m ²	54.71 m ²	0.7%	・ヒアリング結果を反映。
② 執務室	13,337.79 m ²	12,564.00 m ²	▲ 773.79 m ²	34.6%	・ヒアリングにより、在宅ワークは導入を進めていくことを確認。 ・望ましい職員一人あたりの面積基準を6㎡と設定。 ・職員の登庁率100%としても、ユニバーサル・レイアウトの導入等により、執務室面積はコンパクト化する結果となった。 ・保管文書の削減についても、他自治体事例、モデルケースによる取り組み状況を見ても、取り組みの方向性は妥当と確認できた。
③ 書庫 (図面庫)	508.92 m ²	508.92 m ²	0.00 m ²	2.9%	・電子決裁などペーパーレス化の進捗を確認した。今後の更なるペーパーレスの進展を踏まえ、基本構想時の想定どおり保存文書の削減率を50%とした。 ・庁舎内外全体の物品量の見直し、共有化や外部倉庫の利用による、物品の削減手法を一連のフローにまとめ整理した。これらのフローにより削減していくことで、基本構想時の想定どおり物品量の削減率を70%とした。
④ 物品庫	551.76 m ²	551.76 m ²	0.00 m ²		
⑤ 会議室	1,500.93 m ²	1,264.39 m ²	▲ 236.54 m ²	5.5%	・防災関連諸室の平時の利用について確認した。平時、防災関連諸室を会議室として利用することを想定し、24人用会議室を2室分、49人以上会議室を1室分の面積を新たに削減した。 ・対面相談からオンライン相談への切り替えを考慮した場合でもオンライン相談用の個室は引き続き必要になると考えられる。
⑥ 相談室	304.13 m ²	304.13 m ²	0.00 m ²		
⑦ 相談ブース	413.95 m ²	413.95 m ²	0.00 m ²		
⑧ 各課特有 諸室	1,838.43 m ²	2,233.19 m ²	394.76 m ²	6.1%	・必要となる防災関連諸室として、災害対策関連備蓄倉庫、及び災害対策本部小会議室を追加した。 ・大判プリンターやプロッターなどの機器は、将来的な文書の電子化により使用頻度が下がると想定し、共用の印刷室として集約する想定とした。
⑨ 福利厚生	1,306.62 m ²	1,509.38 m ²	202.76 m ²	4.2%	・職員登庁率100%として休憩室面積を見直した。
⑩ 議会関係	1,540.00 m ²	1,540.00 m ²	0.00 m ²	4.2%	・議員定数×35㎡(総務省基準)により算定した。
⑪ 市民協働 スペース	2,362.00 m ²	2,362.00 m ²	0.00 m ²	6.5%	・他自治体の事例により、市民協働スペースに求められる機能を整理した。 ・面積としては、減少方向と考えられるが、今後の計画等で精査することとし、基本構想の想定どおりとした。
⑫ その他諸室 (銀行)	40.00 m ²	40.00 m ²	0.00 m ²	0.1%	・現状面積を想定した。
⑬ その他諸室 (コンビニ)	80.00 m ²	80.00 m ²	0.00 m ²	0.2%	・現状面積を想定した。
⑭ 共用部分 (廊下・階段・ ロビー・ 機械室等)	12,919.26 m ²	12,726.44 m ²	▲ 192.82 m ²	35.0%	・他自治体では、全体の40%の面積としている事例も見られた。 ・有事における共用部を含めた共用部のあり方については、今後の計画等で精査していくこととし、基本構想の想定どおりとした。
合計	36,912.17 m ²	36,361.25 m ²	▲ 550.92 m ²	100.0%	

業務結果(総括)

本業務における検証の結果、各スペースは平面形状の条件や、今後の行政のオンライン化の進捗において変動する可能性はあるものの、基本構想時同様、約36,000～37,000㎡が新庁舎の計画上の基準面積として妥当であることが確認できた。

2. 令和5年度の業務の経過 「(2)窓口利用状況等調査業務」

【業務概要・目的】

本調査は、本庁、支所における「窓口利用状況等調査」による来庁者の年代、用件、訪問所属などの数量を把握し、新庁舎整備に向けた検討のための基礎的な情報収集を目的に実施。

1. 本庁調査結果(概要)

※松戸市役所窓口利用状況等調査業務委託概要版より抜粋

	R5 8/8(火)	R5 10/17(火)	R6 4/23(火)
来庁者人数	1,697人	1,790人	1,892人
来庁者年代	・10代の来庁者が少ない。それ以外は各年代において顕著な偏りは無し。		
種別(個人・事業者)	・個人70% 事業者30%		
居住エリア等	・本庁周辺から約3割、市外から2割。		
来庁手段	車 約5割 徒歩 約2割 電車 約2割	車 約5割 徒歩 約2割 電車 約2割	車 約4割 徒歩 約2割 電車 約1割
主な訪問課 (上位3課) ※	1.市民課 2.国保年金課 3.障害福祉課	1.市民課 2.国保年金課 3.障害福祉課	1.市民課 2.国保年金課 3.障害福祉課
具体の用件	1.【市民課】 住民票の交付 住民異動手続 戸籍謄本の交付	2.【国保年金課】 加入(資格賦課) 限度額認定証(給付) 葬祭費(給付)	3.【障害福祉課】 精神・自立支援の相談 身体障害手帳 自立支援医療の申請

※これらのデータとあわせて、複数課を訪問したデータについても収集し、関連性の高い課を整理

2. 支所調査結果(概要)

	R5 8/8(火)	R5 10/17(火)	R6 4/23(火)
支所来庁者数	1,061人	922人	851人
支所毎来庁者数	①新松戸 214人 ②常盤平 215人 ③馬橋 126人 ④小金 120人 ⑤東松戸 125人 ⑥小金原 119人 ⑦矢切 63人 ⑧六実 79人	①新松戸 184人 ②常盤平 167人 ③馬橋 124人 ④小金 94人 ⑤東松戸 113人 ⑥小金原 91人 ⑦矢切 99人 ⑧六実 50人	①新松戸 153人 ②常盤平 118人 ③馬橋 94人 ④小金 117人 ⑤東松戸 81人 ⑥小金原 109人 ⑦矢切 92人 ⑧六実 87人
来庁手段	・常盤平・小金原・東松戸・矢切・六実支所 → 車での来庁が4～5割 ・小金・馬橋支所 → 徒歩が5割、新松戸支所 → 徒歩、車が半々		
来庁用件	・住民票、印鑑登録、戸籍などの市民課業務で約5～6割 ・その他、公金の支払い、税証明書の発行、国保年金関係手続が多い。		

調査結果(総括)

本調査により、1日当たりの来庁者人数、来庁者の訪問課等が把握できたことにより、市民サービスの向上に資する窓口機能の集約を検討する際の基礎データが収集できた。

この収集した基礎データは、今後の市役所機能段階的整備基本計画にて、機能配置等の検討に活用していく。

松 都 新 第 14 号
令和6年11月14日

松戸市庁舎整備検討委員会委員長 様

松戸市長 本郷谷 健次



諮問書

松戸市庁舎整備検討委員会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項を諮問いたします。

記

1 新庁舎整備基本計画について

以上

○松戸市庁舎整備検討委員会 想定スケジュール等（案）

- ✓ 20カ月の新庁舎整備計画の検討期間の中で、下表のとおり、6回程度の開催を想定。
- ✓ 事務局側の検討進捗に応じ、開催時期については今後調整。
- ✓ 本検討委員会の調査・審議を踏まえ、適宜、市議会に対する報告を行うことも想定。

新庁舎整備基本計画（第1ステップ）検討期間（令和6年12月～令和8年7月）

R6年度

R7年度

R8年度

回	第1回（今回）	第2回	第3回	第4回	R8.4	第5回	R8.5	第6回
開催日	R6.11.14	R7.3（仮）	R7.7（仮）	R8.1（仮）		R8.5（仮）		R8.7（仮）
テーマ（案）	—	検討進捗状況について、報告		新庁舎整備基本計画（素案）について	パブリックコメント	パブコメ結果最終政策案について	答申	新庁舎整備基本計画について
内容（案）	・これまでの検討経過 ・諮問書について ・今後の進め方	—	—	—		—		—

松戸駅周辺の施設整備等に係る各委員会等の所掌

